

振動規制法に基づく規制地域の指定

振動規制法（昭和51年法律第64号）第4条第1項の規定による特定工場等において発生する振動の規制基準及び振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号。以下「府令」という。）別表第1（特定建設作業の規制に関する基準）の付表第1号の規定により市長が指定する区域を次のとおり定め、平成27年 5月12日から適用する。

平成27年 5月12日

恵庭市長 原 田 裕

- 1 振動規制法に基づく規制地域の指定等（平成24年恵庭市告示第52号）により指定された区域内における特定工場等において発生する振動の規制基準を次のとおり定める。

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	午前8時から 午後7時まで	午後7時から翌日 の午前8時まで
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

備考 1 第1種区域及び第2種区域とは、指定区域としてそれぞれ指定された第1種区域及び第2種区域をいう。

2 表の区域のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法（昭和38年法律第133号）に第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートル内の区域内においては、それぞれ規制値から5デシベルを減じた値を適用するものとする。

- 2 府令別表第1（特定建設作業の規制に関する基準）の付表第1号の規定により市長が指定する区域を次のとおり定める。

振動規制法に基づく規制地域の指定等（平成24年恵庭市告示第52号）により指定さ